相続人代表者指定届出書（兼現所有者申告書）

記 入 例

令和６ 年 ５月 １ 日

【市税共通様式】

亡くなられた方の情報を記入

相続人代表者（通知受領代表者）を本人が記入

届出日

被相続人に係る市税に　　規定する市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を届け出ま　　条例第８６条の２の規定に基づき、地方税法第　　に規定する「現所有者」を下記のとお

被相続人（亡くなられた方）		
住　所	掛川市長谷一丁目１番地の１	
ふりがな 氏　名	しぜい　たろう 市税　太郎 生年月日（昭和６年　５月１１日）	
死亡年月日	令和６年　４月１０日	

相続人代表者兼現所有者代表				
住　所	掛川市長谷一丁目１番地の１		被相続人との続柄	長男
			相続分	１／６
ふりがな 氏　名	しぜい　いちろう 市税　一郎			
電話番号	0537-21-1111	生年月日	昭和３０年８月１日	

代表者以外の相続人（現所有者）	氏　名	被相続人との続柄	相続分	住　所	電話番号
	市税　花子	妻	１／２	掛川市長谷一丁目１番地の１	0537-21-1111
	市税　二郎	次男	１／６	掛川市三俣６２０番地	0537-72-1111
	市税　三郎	三男	１／６	掛川市西大渕１００番地	0537-48-1000
			／		
			／		

６名以上の場合は、裏面に記入してください

代表者以外の相続人について、本人が記入してください

ださい。
通知書等の送付先を確認するための申告であり、実際の相続・遺産分割に関係するものではありません。
国保年金課で共有されます。

職員処理欄

受付印

市民税	軽　自	国　保	固定(戻り)

	所有者コード	新・現所有者代表
相続人代表		□入力　□チェック

こちらは、記 入 不 要 です。

『相続人代表者指定届出書（兼現所有者申告書）』は
お亡くなりになられた方の『税関係書類受取代表者』を指定していただく書類です

その他 各種ご案内

【未登記家屋の名義変更について】

登記がされていない家屋の名義変更は市役所のみでのお手続きになります。詳しくは資産税課家屋係まで御連絡ください。

【口座振替を御利用の方へ】

亡くなられた方の名義の口座より市税を引き落としている場合、口座振替を停止することがあります。

【相続登記について】

掛川市内の不動産の相続登記は、下記法務局で行います。なお、法改正により、相続登記は令和６年４月１日から義務化されました。

手続先：静岡地方法務局 掛川支局
住　所：掛川市亀の甲２丁目 16-２　電話：0537-22-5538（代表）

【相続放棄について】

相続放棄は、亡くなられた方の最終住所地を管轄する裁判所で行います。被相続人の死亡から長期間経過すると相続放棄ができない可能性があります。

手続先：静岡家庭裁判所 掛川支部
住　所：掛川市亀の甲２丁目 16-１　電話：0537-88-0467（代表）

【軽自動車の名義変更について】

◆原動機付自転車（～125cc 以下）
小型特殊自動車（ﾄﾗｸﾀｰ、ﾌｫｰｸﾘﾌﾄなど）ﾐﾆｶｰ
手続先：掛川市役所　市税課　市税総務係

◆自動二輪車（126cc を超えるもの）
手続先：静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所
電　話：050-5540-2052

◆軽自動車（三・四輪）
手続先：軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所
電　話：050-3816-1777

【市税に関するお問い合わせ先】

◆市県民税に関すること　市税課 市民税係　電話：21-1136
◆軽自動車税に関すること　市税課 市税総務係　電話：21-1138
◆税金の納付・口座振替に関すること　納税課　電話：21-1206
◆国民健康保険税に関すること　国保年金課　電話：21-1143
◆固定資産税・都市計画税に関すること　資産税課　電話：21-1137
※お問い合わせ先の局番はすべて【0537】になります。